

報道資料

「緊急事態宣言」の延長に伴う5月7日以降の対応について

令和2年5月4日
大分県新型コロナウイルス感染症対策本部

全国的にも新規感染者数は減少傾向にあるが、まだ期待された水準まで下がっておらず、感染者総数も高止まりにあることから、本日、全都道府県を対象とした「緊急事態宣言」が5月31日まで延長された。本県においては、県民の苦心・努力により、新規感染者数や感染者総数に相当の改善が見られるものの、油断するといつでも増加に転ずる可能性がある不安定な状況にある。

本県としては、今回の延長を踏まえ、これまでの感染拡大防止対策を継続しつつ、本県の実情も勘案して、各分野において「新しい生活様式」の普及・定着を前提とした、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいく。

※新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言対象区域：全都道府県

※緊急事態宣言対象区域のうち「特定警戒都道府県」

13都道府県：東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県

1 感染拡大防止対策の継続について

(1) 県民への要請

5月31日（日）までの間、県民に以下のことを要請する。

- ① 海外渡航並びに都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛すること
- ② 海外から帰国・入国した方並びに特定警戒都道府県から帰県・転入した方については、2週間不要不急の外出を自粛するとともに健康観察を行い、感染が疑われる場合には、最寄りの保健所に速やかに相談すること
- ③ 日々の暮らしにおいて、入念な手洗いや咳エチケットはもとより、外出はマスクを着用する、遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ、人との間隔はできるだけ2m空ける、会話をする際は対面を避けるなど、「新しい生活様式」を実践すること
- ④ 「3つの密（換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離での密接な会話）」のある場への出入りを避けること。買い物や散歩、外食等の場合においても、3つの密が重なる場面を避けること
なお、3つの密がより濃密な形で重なる繁華街の接待を伴う飲食店等（※）への出入りを避けること
※「接待を伴う飲食店等」
バー、ナイトクラブ、カラオケボックス、ライブハウスなどの遊興施設
- ⑤ 発熱や風邪症状などがある方は、無理をせずに仕事や学校を休み、外出を控えること

(2) 事業所における感染防止対策

事業所における人と人との接触機会の低減等に向けて、以下のことを要請する。

- ① 在宅勤務（テレワーク）や時差通勤、自転車通勤の積極的な活用
- ② 発熱等の風邪症状が見られる従業員への出勤免除（テレワークの指示を含む。）や外出自粛勧奨
- ③ 出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用等
- ④ 事業所内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動（手洗い、咳エチケット、換気励行等）の徹底
- ⑤ 基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」への移行・定着に向けて、業種別のガイドライン策定の検討状況を注視し、促進すること。また、本県において先行して進みつつあるホテル・旅館や飲食店等における自主的な感染防止の取組を更に進めていくこと

(3) 観光施設等の集客施設及び遊技施設

- ① 観光施設や商業施設等の集客施設においては、3つの密を避けるため、入場者の制限や人と人の距離を適切にとるなど、引き続き感染防止対策を徹底すること
- ② 遊技施設については、引き続き、5月31日(日)までの間、大分県全域の遊技施設(マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等)に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、使用停止(休業)の協力を要請する。ただし、感染者の発生状況等を踏まえ、5月11日(月)からは、県外利用者の入場制限、3つの密の回避など感染防止対策を徹底する店舗については、その限りとししない。

(4) 大規模イベント等の取扱い

- ① 全国的かつ大規模なイベント等や、3つの密が重なる多人数の集まりについては、引き続き当分の間、自粛を要請する。ただし、主催者がどうしても開催する必要があると判断する場合には、感染防止対策を十分に講じた上で、慎重に行うよう求める。
- ② 比較的少人数であり、かつ参加者が特定できるイベント等については、必要な感染防止対策を適切に講じた上で実施しても差し支えない。また、まん延防止にあたっては、導入が検討されている接触確認アプリなどSNS等の技術を活用したイベント参加者に係る感染状況等の把握を行う仕組みの活用も検討する。

2 学校の対応について

- (1) 県立高校・中学校については、5月8日(金)まで臨時休業を延長し、5月11日(月)から国のガイドラインに基づき、感染リスクを下げる対策を講じた上で、県内での発生状況等を注視しながら、教育活動を再開する。なお、当分の間、学年ごとに別々の登校日を設定する。

また、公共交通機関における通勤時間帯を避けるため、教育活動時間は9時から16時半までとし、私立学校も含む生徒の利用する便の分散、JR列車内・駅構内での通学時間帯の混雑を緩和するための大型バス輸送も再開する。

教育活動の実施にあたっては、3つの密が重なることを避けるため、授業は、クラスを半分に分けて実施する。登下校時を含むマスク着用の徹底、手指消毒、毎日の検温・こまめな換気に加え、体育授業時の更衣室の一斉利用を避けるなど、万全の感染防止対策を講じる。

- (2) 県立特別支援学校については、5月8日(金)まで臨時休業を延長し、5月11日(月)から10日間程度を目処に、個々の児童生徒の障がいの状況に十分配慮しながら、準備が整った学校から教育活動を再開する。

ただし、当分の間、分散登校とし、クラスを半分に分けて授業を実施する。また、必要に応じて空き教室を利用するなど、密集状態を避ける工夫を行う。

スクールバスについては、感染リスクを下げるため、間隔を空けた座席配置、車内の換気等の対策を徹底し運行する。乗車人数が限られるため、必要に応じてバスの増車を行うとともに、学校の実情に応じて、保護者送迎を要請する。

- (3) 部活動については、登校日の生徒に限り可能とするが、身体接触を伴う活動を制限するとともに、3つの密が重ならないよう、実施内容や方法を工夫して行う。

ただし、合宿や他校との交流(合同練習、練習試合)は当分の間禁止する。

- (4) 学校給食については、牛乳の提供体制や食材の確保の目処が立った時点で、安全・安心な提供体制を整えた上で開始する。

- (5) 5月に実施予定の宿泊を伴う学校行事については、延期または中止とする。

なお、校内で宿泊を伴わない形で実施する場合は、3つの密が重なることがないように十分配慮する。

(6) 児童生徒又は教職員の感染が確認された場合、国のガイドラインに沿って、当該児童生徒等の出席停止措置を取る。また、必要に応じて、学校の一部又は全部の臨時休業措置を取る。

(7) 市町村立の小中学校・義務教育学校及び私立学校についても、上記の対応を踏まえ、地域の実情に応じて適切に対応するよう要請する。

3 県立社会教育施設等について

(1) 県立美術館、県立図書館、先哲史料館、歴史博物館、埋蔵文化財センターについては、5月10日(日)までを休館とし、感染防止対策を行った上で、5月11日(月)から再開する。ただし、当分の間、不特定多数が密集する環境(学習室及び研修室等)の利用は制限する。

なお、県立図書館については、開館時間を短縮した上で、図書の貸出を行う。あわせて滞在時間を短縮するため、ホームページで蔵書検索をした上での来館を呼びかける。入館に当たっては手指消毒、マスクの着用など感染防止対策の徹底を図る。

(2) 香々地青少年の家、九重青少年の家については、5月10日(日)までを休館とし、感染防止対策を行った上で、屋外施設と体育館(プレイホール)の利用を5月11日(月)から再開する。ただし、当分の間、宿泊の受入れはしない。また、食堂、プラネタリウム館は再開しない。

(3) 体育施設については、5月10日(日)までを休館とし、身体接触を伴う活動を制限するなど、感染防止対策を行った上で、トレーニングルームを除き、5月11日(月)から再開する。

(4) 県立社会教育施設等における下記に該当する貸館行事については、引き続き、主催者に自粛を要請する。

- ① 全国的かつ大規模であるもの
- ② 3つの密が重なるもの

4 生活・事業・雇用継続への支援について

(1) 生活の継続への支援として、生活資金でお悩みの方に対して、緊急小口資金等の特例貸付(無利子・保証人不要)を行うとともに、住居を失うおそれのある方等へ住居確保給付金を支給する。

また、市町村が特別定額給付金を迅速かつ的確に支給できるよう支援する。

(2) 事業・雇用の継続への支援として、雇用調整助成金や持続化給付金の給付、無利子融資等について、商工団体等関係機関と協力して実施する。

- ① 雇用調整助成金については、大分県社会保険労務士会内に設置された雇用維持支援センターで小規模事業者等の申請を支援する。
- ② 中小企業は最大200万円、個人事業主は最大100万円が給付される持続化給付金については、給付が迅速に受けられるよう商工団体等関係機関と協力して支援する。
- ③ 中小企業の金融対策として、民間金融機関でも実施できる無担保・無利子融資制度やベンチャー企業の事業継続に対する融資資金の活用を進める。

(3) 県民一体となった感染防止対策に取り組む県内企業の経済活動を支援するため、旅館・ホテルについては、大分県旅館ホテル生活衛生同業組合を中心に、宿泊施設の感染症対策を強化するとともに、飲食業については、地元の方が地元の飲食店を応援するクラウドファンディングを活用した取組等を支援するなど、きめ細かな対応を行う。

(4) これらの支援は、迅速に実行することが大事であり、関係機関の協力も得ながら、伴走型で

支援を行っていく。

感染拡大防止により影響を受けた事業者への相談窓口（コールセンター：0120-936-692）

教委高第459号
令和2年5月4日

各県立高等学校長 殿
大分豊府中学校長

高校教育課長

県立高等学校等における学年ごとの分散登校の実施について（通知）

標記のことについて、新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言が全国規模で5月31日まで延長される中、県内で感染経路が不明な陽性患者が新たに発生していないことから、県内での発生状況等を注視しながら、学校における教育活動を令和2年5月11日（月）から再開することとしたので通知します。

については、各学校において、国のガイドラインに則り、手洗いや咳エチケット等の万全の感染症対策を講じた上で下記事項に十分留意し、学年別登校の準備を進めるよう願います。

なお、国の動向及び今後の県内での感染状況の変化に応じ、学校の教育活動の在り方については、変更となる場合があることを申し添えます。

記

- 1 県立高等学校及び大分豊府中学校については、県内での発生状況に注視しながら、5月11日から徐々に教育活動を再開し、当分の間、※学年ごとに登校日（各学年月曜日から土曜日のうち週2日の登校）を設けて教育活動を実施すること（学年別分散登校の考え方については別紙の通り）。また、土曜日に勤務する教職員については、週休日の振替で対応すること。
※大分県立学校管理規則第2条7項の4に係る臨時授業・臨時休業の実施について、別紙様式5により届け出ること。
なお、5月7日、8日については臨時休業とし、学年ごとの登校日実施に関する周知及び校内の消毒等、教育活動の再開に関する準備を行う。
- 2 学校教育活動においては、空き教室等を活用し、1教室あたりの生徒数を20名程度に抑えること。また、教育活動の実施に当たっては、3つの密が重なることを避けるため、登下校時を含むマスクの着用、手指消毒、毎日の検温・こまめな換気など、万全の感染防止対策を講じること。
- 3 ICTを活用した遠隔授業の配信等や適切な課題を課すなど、家庭での学習と併せ、生徒の主体的な学びを支援する。
- 4 教育活動の時間は、9:00～16:30の間とし、各学校の実情に応じて設定すること。
- 5 公共交通機関における通勤時間帯を避けるため、時差通学を実施すること。登校時の公共交通機関利用による一般乗降者との接触の低減を図るため、通学をサポートする貸し切りバスを運行する。（バスの運行時刻、路線については後日通知）
- 6 部活動については、登校日の生徒の学年に限り、感染防止対策を徹底した上で実施可能とする。
- 7 臨時休業が長期に渡ったことから、学校再開後の生徒の健康状態などを観察・把握し、健康相談等の実施や、SCやSSW等の専門スタッフも活用した適切な支援を行うこと。
- 8 再開後も不要不急の外出を控えるよう指導すること。

担 当	
高校教育課	阿部 充
電 話	097-506-5623
ファクシミリ	097-506-1796

(別紙)

学年別分散登校の考え方

高校教育課

今回の学校再開については、前回（4月8日）とは異なり、緊急事態宣言の継続の中での対応であることから、従来にも増して感染予防対策を講じる必要があります。

全県の高校で実施することを考慮し、今回の対応で確実に担保していただきたい事柄は、以下の2点です。

1. 登下校時の3密を避けるため、1日あたりの登校する生徒数を在籍の1/3とする。
併せて、公共交通機関における一般の乗降者との接触を避ける観点から、教育活動の時間を9:00～16:30の間とする。
2. 教室での生徒数は、20名程度を上限とし、身体的距離（概ね1～2メートル）を確保するとともに、対面とならないような形で教育活動を行う。

上記1に関連して

- 1日の午前、午後に異なる学年の登校日を設定したい。
⇒ 1日あたりの登校する生徒数が1/3を超え、学年の入れ替わりなどで密となる状況が想定されることから、当分の間は1日1学年でお願いします。
(各学年とも当分の間、週2日の登校を担保)
- 公共交通機関の運行状況が、9:00～に合わない。
⇒ 公共交通機関の時刻表と始業時間の間に、時間を生じる場合は登校の後、教室での自学に取り組ませる等の対応をお願いします。

<その他の扱い>

- 日課表等の教育活動の内容等については、校長が決定する。
学年別の登校日の設定や1教室あたりの生徒数などを考慮すると、実習を伴う授業については、配慮が必要だと思われれます。学年別登校の期間は、できるだけ座学を中心とした内容を取り扱い、実習を後日にするなどの工夫をお願いします。
- 学校再開に伴い、学年別の登校日も「出席すべき日数」として取り扱うこととなる。一方で、自宅学習をさせる日については「臨時休業日」として取り扱い、対象の日は授業日数には含めないようにしてください。
- 学年別の登校日において、風邪症状や「新型コロナウイルス感染症への不安」を訴え、欠席をする生徒について、合理的な理由があると校長が認める場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録してください。
※ 「新型コロナウイルス感染症に係る出席停止〇日」のように記録
- 土曜日に勤務する教職員の振替について、総務事務システムにおける手続きは、別添資料を参考にしてください。

各特別支援学校長 殿

特別支援教育課長

県立特別支援学校における分散登校等の実施について（通知）

標記の件について、新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言が全国規模で5月31日まで延長される中、県内で感染経路が不明な陽性患者が新たに発生していないことから、令和2年5月11日（月）から10日間程度を目処に、各幼児児童生徒の障がいの状況に十分配慮しながら、準備が整った学校から教育活動を再開することとしたので通知します。

ついては、各学校において、国のガイドラインに則り、手洗いや咳エチケット等の万全の感染症対策を講じた上で下記事項に十分留意し、教育活動再開の準備を進めるよう願います。

なお、国の動向及び今後の県内での感染状況の変化に応じ、学校の教育活動の在り方については、変更となる場合があることを申し添えます。

記

- 1 【分散登校】学校教育活動の再開に当たっては、感染リスクを下げるために、空き教室の利用や分散登校等の密集状態を避ける工夫をした上で実施すること。なお、5月7日、8日については、臨時休業とし、分散登校実施に関する周知及び校内の消毒等、教育活動の再開に関する準備を行う。
- 2 【三密の回避】学校教育活動において、ガイドラインに示された集団感染のリスクを高める3つの密（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が重なることを徹底的に回避すること。特に、授業をはじめとする学校の教育活動にあつては、①換気の徹底（締め切った状態での教育活動を避ける）、②近距離での会話や発声等の際の可能な限りのマスクの使用等の対策を講じること。
- 3 【登下校】スクールバスについては感染リスクを下げるため、間隔を空けた座席配置、車内の換気等の対策を徹底し運行すること。乗車人数が限られるため、学校の実情に応じて、保護者送迎を要請すること。また、必要に応じて、臨時便を運行すること。
- 4 【医療的ケアの必要な児童生徒等の対応】医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒の登校については、罹患した際には重症化するリスクが高いことを十分に保護者に説明し、主治医等への相談の状況を踏まえ、保護者と十分に協議した上で慎重に判断すること。
- 5 【専門スタッフの活用】臨時休業が長期に渡ったことから、学校再開後の幼児児童生徒の健康状態などを観察・把握し、健康相談等の実施や、SCやSSW等の専門スタッフも活用した適切な支援を行うこと。
- 6 【部活動】部活動については、登校日の生徒に限り、感染防止対策を徹底した上で実施可能とする。
- 7 【偏見や差別】感染症は誰にでも起こりうることを踏まえ、誤った情報や不確かな情報に惑わされて人権侵害につながる偏見や差別が生じないように指導すること。
- 8 【不要不急の外出】再開後も、不要不急の外出を控えるよう指導すること。

本件担当

特別支援教育課 企画・整備班 指導主事兼主幹 三原 彰夫 電 話：097-506-5545

(公印省略)

教委義第328号
令和2年5月4日

各市町村教育委員会教育長 殿

大分県教育庁義務教育課長

県立学校における分散登校の実施について（依頼）

上記のことについて、県立学校においては、別紙（写）のと通りの対応といたしますのでお知らせします。

つきましては、別紙内容をご確認の上、貴教育委員会及び、貴管下の小・中学校並びに義務教育学校における対応について、地域の実情に応じて適切に対応いただきますようお願いいたします。

大分県教育庁義務教育課管理予算班
担当 佐藤 潔
連絡先 TEL 097-506-5512
FAX 097-506-1795
E-mail sato-kiyoshi@pref.oita.lg.jp

各県立学校長
大分豊府中学校長 殿

体育保健課長
文化課長

新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業終了後の部活動の再開について（第二報）

標記について、令和2年4月6日付け教委体第67号により通知したところですが、改めて別添の「留意事項」を周知するとともに、感染症防止対策を徹底した上で、部活動が適切に実施されるよう指導願います。

記

1 第2報変更点

「運動部活動再開にあたっての留意事項」及び「文化部活動再開にあたっての留意事項」（別添）

(1)

○変更前 ⑤活動は、平日のみとする。



○変更後 ⑤活動は、登校日の生徒に限り可能とする。

(2)

○変更前 【具体的な留意事項】人と人との間隔を1m以上空ける



○変更後 【具体的な留意事項】人と人との間隔を2m以上空ける

《 本件問い合わせ先 》

○運動部活動について

体育保健課 担当：吉野

Tel 097-506-5639

○文化部活動について

文化課 担当：木村

Tel 097-506-5493

令和2年5月4日
体 育 保 健 課

【運動部活動再開にあたっての留意事項】

※新型コロナウイルス感染症防止のため、部活動を行う際には、次の点を厳守すること。

①「3密」を回避する。(3つが重なる場)

- ①換気の悪い「密閉」空間
- ②近距離での「密接」した会話
- ③多くの人の「密集」する場所

②身体接触を伴う活動を制限する。

③活動は、登校日の生徒に限り可能とする。

④活動時間は、16:30までに完全に下校ができる時間とする。

(活動時間には、ミーティングや片付け、更衣を含む)

⑤合宿、他校との交流(合同練習や対外試合)は当面の間禁止する。

⑥感染防止対策が十分にとれない場合は、部活動の実施を見合わせる。

【具体的な留意事項】

○朝の検温、手洗い、手指の消毒、咳エチケット、うがいの実施、活動場所の十分な換気など、感染防止対策を徹底すること。

○比較的感染リスクが低いと言われる屋外での活動でも、更衣やミーティング等の際に、「3密」が重なることがあるので、十分注意すること。

○体育館や武道場等の屋内で活動を行う場合は、同時に複数の部の活動を制限したり、チーム練習においては、人と人との間隔を2m以上空けるなど、工夫すること。また、練習場所の換気をこまめに行うこと。

○身体接触のある活動や互いに接近して行う活動、例えばラグビーのスクラムや柔道の寝技の練習等は避けること。

○器具やボール等を使用する活動においては、用具の消毒を徹底するとともに、練習前や練習後に液体石けんを使用し手洗いをしっかり行うこと。

○部室の使用は短時間を心がけ、特に更衣については、例えば教室も使用するなど生徒が「密集」しない環境を作ること。

○タオル、コップ等は共用しない。

令和2年5月4日
文化課

【文化部活動再開にあたっての留意事項】

※新型コロナウイルス感染症防止のため、部活動を行う際には、次の点を厳守すること。

- ①「3密」を回避する。(3つが重なる場)
 - ①換気の悪い「密閉」空間
 - ②近距離での「密接」した会話
 - ③多くの人の「密集」する場所
- ②身体接触を伴う活動を制限する。
- ③活動は、登校日の生徒に限り可能とする。
- ④活動時間は、16:30までに完全に下校ができる時間とする。
(活動時間には、ミーティングや片付け、更衣を含む)
- ⑤合宿、他校との交流(合同練習や対外試合)は当面の間禁止する。
- ⑥感染防止対策が十分にとれない場合は、部活動の実施を見合わせる。

【具体的な留意事項】

- 朝の検温、手洗い、手指の消毒、咳エチケット、マスクの着用、うがいの実施、活動場所の十分な換気など、感染防止対策を徹底すること。
- 比較的感染リスクが低いと言われる屋外での活動でも、更衣やミーティング等の際に、「3密」が重なることがあるので、十分注意すること。
- 唾液の飛沫による感染のリスクが高い活動を行う場合は、唾液の処理や飛沫に注意すること。
例えば、吹奏楽・合唱・演劇・郷土芸能では、楽器等について適切な唾液の処理を行うこと。
また、円形や向かい合っでの発声練習・大人数での合唱練習を行わない。
- 器具や備品等を共有する活動においては、随時消毒を行うなど衛生管理を行うこと。例えば、放送では、マイクをその都度消毒する。茶道では、作法や所作を中心に練習し、点てたお茶を他人に提供しない。
- 窓を閉めて行う書道のような活動においては、こまめに換気を行うとともに、生徒間の間隔を十分にとる。
- 部室等は、例えば教室も使用するなど生徒が「密集」しない環境を作るとともに、更衣は短時間の利用を心がけ、一斉に利用しない。
- タオル、コップ等は共用しない。

教委体第424号
令和2年5月4日

各県立学校長 殿

体育保健課長

新型コロナウイルス感染症に負けないで！「体力V字回復プロジェクト」
について（通知）

新型コロナウイルス感染症拡大を防止するための臨時休業及び不要不急の外出自粛により、児童生徒の運動不足による体力低下等が懸念されていることから、気軽に運動を楽しむことで、体力の回復を促すことを目的に具体的な取組みを作成しました。

運動をしたり、スポーツを行なうことは身体的及び精神的な健康を維持する上で、とても重要です。学校再開にあたり、児童生徒の体力の回復について御配意願います。

記

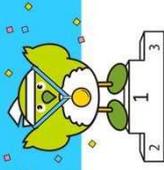
1 別添資料

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応「体力V字回復プロジェクト」学校 Version
- (2) 新型コロナウイルス感染症対応「体力V字回復プロジェクト」在宅 Version
- (3) 運動取組みカード（例）

大分県教育庁体育保健課 担当：吉野・今久保 TEL 097-506-5639
--

新型コロナウイルス感染症に負けないで！「体力V字回復プロジェクト」

学校version



体育保健課

～気軽に運動を楽しもう♪～

取組み【例】

プラン1

始業前の運動で頭スッキリ！
勉強頑張りよう！！

『プランの流れ&担当』

■登校→更衣【8:45～8:55】

※更衣希望制(制服可)

■運動時間【9:00～9:20】

■更衣【9:20～9:30】

■授業へGO!

◆指導者【保健体育科教員】



内容

- ①ストレッチ運動
- ②ダンス
- ③ウォーキング
- ④ランニング

【体育館】80人

- ①ストレッチ
- ②ダンス

【グラウンド】160人

- ③ウォーキング
- ④ランニング

プラン2

簡単な運動で気分リフレッシュ！！

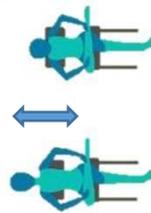
『プランの流れ&担当』

■時間帯
各授業の開始前2分間
【2分×6限＝12分】

◆指導者【各教科担当教員】

内容

- ①ストレッチ運動
- ②タオルを使った運動
- ③椅子を使った運動



プラン3

みんなで体を動かして体力UP！！

『プランの流れ&担当』

■終礼→更衣【15:30～15:40】

部活生は
部活へ

※更衣希望制(制服可)

■運動時間【15:40～16:10】

■更衣【16:10～16:20】

■下校～真っ直ぐ自宅へ(∩_∩)～

◆指導者【全教員(部顧問除く)】



内容

- ①ストレッチ運動
- ②ダンス
- ③ウォーキング
- ④ランニング

【中庭・教室】80人

- ①ストレッチ
- ②ダンス

【グラウンド】160人

- ③ウォーキング
- ④ランニング

新型コロナウイルス感染症に負けないで！「体カV字回復プロジェクト」 在宅version

～気軽に運動を楽しもう♪～

取組み【例】

体育保健課

【プラン1】 昔懐かしい体育カードに挑戦！

- 「運動取組カード」を活用し、1日30分以上を目標に運動しよう。
- 天気の良い日は、屋外の運動にチャレンジして、気分転換しよう。



【方法1】

- 体育授業時に、カードを配布し、運動の内容、方法を説明する。
- 内容や時間、振り返りを記入して最終日に先生へ提出する。
- 先生がカードを回収&チェックし、生徒へフィードバックする。

【プラン2】 みんなで楽しくダンスで爽快！

- NHK for Schoolの「パプリカダンス」を完コピしよう。
- 苦手な人は「ゆっくり解説！バージョン」を活用しよう。



【方法2】

- 体育授業時に、動画を紹介する。
- NHK for Schoolの「パプリカダンス」を自宅で覚えさせる。
- 授業時に発表させる。

【プラン3】 スマホを最大限に活用して運動しよう！

- 「筋トレアプリ」や「ラジオ体操アプリ」をダウンロードし、毎日取り組み、基礎体力をアップしよう。
- スマホ内で歩数を毎日計測し、1日〇千歩を目指そう。



【方法3】

- 体育授業前に記録用カードを作成する。(日、時間、kcalなど)
- 授業時に、カードを配布し、アプリを紹介して方法を説明する。
- 先生がカードを回収&チェックし、生徒へフィードバックする。

【プラン4】 この際新しい運動を創っちゃおう！

- 「〇〇ストレッチ」や「〇〇高校体操」に取組もう。
- ペットボトルなど身の回りの回りの物も活用しよう。
- 学年みんなまで達成感を味わおう。



【方法4】

- 体育授業時に音楽と体操のリズムと組み合わせを教える。
- 好きな音楽と全身や鍛えたい部分の動きを自宅で考えさせる。
- 授業時に、発表させる。人気NO. 1の体操等を全員にさせる。



運動取組カード (例)

年 組 名 前 _____

★★★ 毎日、30分～60分程度を目安に、いろいろな運動を組み合わせて取り組みましょう。★★★

目標	運動に取り組む日数				※目標達成のために配慮することなどを書きましょう。				
	30分程度 () 日 ・ 60分程度 () 日								
日にち	取り組んだ運動 (取り組んだ運動を○で囲みましょう。)								運動加時間合計
	体の柔らかさ	動きを持続する能力			巧みな動き		力強い動き		
/	 ストレッチ (その他)	 ウォーキング (その他)	 ジョギング (その他)	 縄跳び (その他)	 連続ジャンプ、 サイドステップなど (その他)	 縄跳び (その他)	 球技 (その他)	 腕立て伏せ、 上体起こしなど (その他)	分 60分運動した: ◎ 30分運動した: ○ ()
(月)	 ストレッチ (その他)	 ウォーキング (その他)	 ジョギング (その他)	 縄跳び (その他)	 連続ジャンプ、 サイドステップなど (その他)	 縄跳び (その他)	 球技 (その他)	 腕立て伏せ、 上体起こしなど (その他)	分 60分運動した: ◎ 30分運動した: ○ ()
/	 ストレッチ (その他)	 ウォーキング (その他)	 ジョギング (その他)	 縄跳び (その他)	 連続ジャンプ、 サイドステップなど (その他)	 縄跳び (その他)	 球技 (その他)	 腕立て伏せ、 上体起こしなど (その他)	分 60分運動した: ◎ 30分運動した: ○ ()
(火)	 ストレッチ (その他)	 ウォーキング (その他)	 ジョギング (その他)	 縄跳び (その他)	 連続ジャンプ、 サイドステップなど (その他)	 縄跳び (その他)	 球技 (その他)	 腕立て伏せ、 上体起こしなど (その他)	分 60分運動した: ◎ 30分運動した: ○ ()
/	 ストレッチ (その他)	 ウォーキング (その他)	 ジョギング (その他)	 縄跳び (その他)	 連続ジャンプ、 サイドステップなど (その他)	 縄跳び (その他)	 球技 (その他)	 腕立て伏せ、 上体起こしなど (その他)	分 60分運動した: ◎ 30分運動した: ○ ()
(水)	 ストレッチ (その他)	 ウォーキング (その他)	 ジョギング (その他)	 縄跳び (その他)	 連続ジャンプ、 サイドステップなど (その他)	 縄跳び (その他)	 球技 (その他)	 腕立て伏せ、 上体起こしなど (その他)	分 60分運動した: ◎ 30分運動した: ○ ()
/	 ストレッチ (その他)	 ウォーキング (その他)	 ジョギング (その他)	 縄跳び (その他)	 連続ジャンプ、 サイドステップなど (その他)	 縄跳び (その他)	 球技 (その他)	 腕立て伏せ、 上体起こしなど (その他)	分 60分運動した: ◎ 30分運動した: ○ ()
(木)	 ストレッチ (その他)	 ウォーキング (その他)	 ジョギング (その他)	 縄跳び (その他)	 連続ジャンプ、 サイドステップなど (その他)	 縄跳び (その他)	 球技 (その他)	 腕立て伏せ、 上体起こしなど (その他)	分 60分運動した: ◎ 30分運動した: ○ ()
/	 ストレッチ (その他)	 ウォーキング (その他)	 ジョギング (その他)	 縄跳び (その他)	 連続ジャンプ、 サイドステップなど (その他)	 縄跳び (その他)	 球技 (その他)	 腕立て伏せ、 上体起こしなど (その他)	分 60分運動した: ◎ 30分運動した: ○ ()
(金)	 ストレッチ (その他)	 ウォーキング (その他)	 ジョギング (その他)	 縄跳び (その他)	 連続ジャンプ、 サイドステップなど (その他)	 縄跳び (その他)	 球技 (その他)	 腕立て伏せ、 上体起こしなど (その他)	分 60分運動した: ◎ 30分運動した: ○ ()
/	 ストレッチ (その他)	 ウォーキング (その他)	 ジョギング (その他)	 縄跳び (その他)	 連続ジャンプ、 サイドステップなど (その他)	 縄跳び (その他)	 球技 (その他)	 腕立て伏せ、 上体起こしなど (その他)	分 60分運動した: ◎ 30分運動した: ○ ()
(土)	 ストレッチ (その他)	 ウォーキング (その他)	 ジョギング (その他)	 縄跳び (その他)	 連続ジャンプ、 サイドステップなど (その他)	 縄跳び (その他)	 球技 (その他)	 腕立て伏せ、 上体起こしなど (その他)	分 60分運動した: ◎ 30分運動した: ○ ()
/	 ストレッチ (その他)	 ウォーキング (その他)	 ジョギング (その他)	 縄跳び (その他)	 連続ジャンプ、 サイドステップなど (その他)	 縄跳び (その他)	 球技 (その他)	 腕立て伏せ、 上体起こしなど (その他)	分 60分運動した: ◎ 30分運動した: ○ ()
(日)	 ストレッチ (その他)	 ウォーキング (その他)	 ジョギング (その他)	 縄跳び (その他)	 連続ジャンプ、 サイドステップなど (その他)	 縄跳び (その他)	 球技 (その他)	 腕立て伏せ、 上体起こしなど (その他)	分 60分運動した: ◎ 30分運動した: ○ ()
振り返り	運動に取り組んだ日数				※運動に取り組んだ感想等を書きましょう。				
	30分程度 () 日 ・ 60分程度 () 日								
アドバイス	先生からの言葉							チェック (検印など)	

教委体第422号
令和2年5月4日

各県立学校長 殿

体育保健課長

学校再開に伴う体育授業実施上の留意事項について（第二報）

標記について、体育授業を実施するにあたり、改めて下記の事項に留意するよう、貴校関係者へ周知願います。

記

- 1 軽微でも発熱や風邪等の症状があるなどの児童生徒は授業に参加させないこと。また、授業の参加に不安を感じている生徒については、個別のメニューを指示するなど配慮を行なうこと。
- 2 児童生徒に当分の間、マスクを着用させ授業を実施すること。なお、「3密」（密閉、密接、密集）を避けるため、屋外での授業を中心に実施し、屋内（体育館等）で実施する場合は換気を行うなど対策を講じること。
- 3 児童生徒が密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動を避けること。その際、年間指導計画の中でも指導の順序を入れ替えるなどの工夫をすること。
- 4 児童生徒の運動不足が考えられることから、準備運動を十分に行い、運動強度を段階的に上げる等、児童生徒の状態に応じて適切に指導すること。
- 5 授業前後の手洗いを徹底させ、授業で使用する用具については、消毒をするなど防護措置を講ずること。
- 6 更衣については、更衣室の使用は出来るだけ避け、空き教室を活用するなど、教室ごとの人数が20人を超えないよう工夫すること。

大分県教育庁体育保健課
担当：吉野・今久保
TEL 097-506-5639

教委体第439号
令和2年5月7日

各県立学校長 殿

体育保健課長

学校再開に伴う体育授業実施上のマスクの着用について（通知）

標記について、令和2年5月4日付け教委体第422号により体育授業実施上の留意事項を通知したところですが、海外での体育授業時の事案や直近の気温の上昇を鑑み、下記のとおり変更しますので、周知願います。

記

【変更前】

- 2 児童生徒に当分の間、マスクを着用させ授業を実施すること。なお、「3密」（密閉、密接、密集）を避けるため、屋外での授業を中心に実施し、屋内（体育館等）で実施する場合は換気を行うなど対策を講じること。



【変更後】

- 2 児童生徒等の間に飛沫のかからないような十分な距離（多くの児童生徒等が手の届く距離に集まらない状態）があり、かつ、換気を適切に行なっている室内や屋外である場合には、マスクの着用は必ずしも必要ではない。なお、「3密」（密閉、密接、密集）を避けるため、屋外での授業を中心に実施し、屋内（体育館等）で実施する場合は換気を行うなど対策を講じること。

大分県教育庁体育保健課
担当：吉野・今久保
TEL 097-506-5639

新型コロナウイルス発生を受けての各市町村立学校の状況

(令和2年 5月8日 時点)

大分県教育委員会まとめ

市町村	学校再開日 (予定含む)		備考
	小学校	中学校	
大分市	6/1	6/1	5月18日(月)から学年や学級毎の分散登校日を設定
別府市	6/1	6/1	5月18日(月)から学年別、週2~3日分散登校日を設定
中津市	6/1	6/1	5月18日(月)から分散登校日を設定
日田市	6/1	6/1	5月7日(木)から地区別・出席番号順等によるグループ別の分散登校日を設定
佐伯市	6/1	6/1	5月11日(月)、12日(火)両日にかけて、午前中を分散登校日とする 小学校は5月18日(月)~29日(金)の午前中のみ分散登校日を設定 中学校は5月14日(木)~29日(金)の午前中のみ分散登校日を設定
臼杵市	6/1	6/1	5月12日(火)から学級をグループに分ける等の工夫をして分散登校日を設定
津久見市	6/1	6/1	5月7日(木)、8日(金)に登校日を設定 5月18日(月)から、段階的に分散登校日を設定
竹田市	5/7	5/7	始業式 5月7日(木)、入学式 5月8日(金) 5月11日(月)から午前中の授業開始、18日(月)から通常授業開始
豊後高田市	5/11	5/11	臨時休業は5月10日(日)まで 5月11日(月)から再開(当面の間、午前・午後の分散登校)
杵築市	休業延長決定 (再開日未定)	休業延長決定 (再開日未定)	5月7日(木)、8日(金)に登校日を設定 5月11日(月)以降、分散登校日を設定
宇佐市	5/18	5/18	臨時休業は5月15日(金)まで 5月18日(月)から再開(当分の間、分散登校)
豊後大野市	休業延長決定 (再開日未定)	休業延長決定 (再開日未定)	国の緊急事態宣言について、大分県が解除されるまで休校延長 5月11日(月)から原則週2回、分散登校日を設定
由布市	6/1	6/1	5月11日(月)~15日(金)の間に1日臨時登校日を設定 5月18日(月)~29日(金)の間に、分散登校日を設定
国東市	休業延長決定 (再開日未定)	休業延長決定 (再開日未定)	5月11日(月)から分散登校日を週2回程度(小6、中3は週3回程度)設定
姫島村	5/7	5/7	再開後、分散登校は実施しない
日出町	休業延長決定 (再開日未定)	休業延長決定 (再開日未定)	5月11日(月)から当面の間、分散登校日を設定(学年を半分に分け、隔日登校)
九重町	5/25	5/25	5月7日(木)~22日(金)分散登校日を設定
玖珠町	休業延長決定 (再開日未定)	休業延長決定 (再開日未定)	5月11日(月)から分散登校日を設定(5月22日までを予定)